

# 第46回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成30年6月26日(火曜日) 午前10時  
受付開始時間 午前9時30分

## 開催場所

東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空

## 議 案

- |       |   |    |
|-------|---|----|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                                       | 5  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                                      | 6  |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件                                    | 12 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件                                      | 19 |
| 第5号議案 | 取締役(社外取締役を除く)に<br>対する譲渡制限付株式の付与の<br>ための報酬決定の件 | 20 |

## 目 次

第46回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	23
連結計算書類	50
連結計算書類に係る会計監査報告	53
連結計算書類に係る監査役会の監査報告	54
計算書類	55
計算書類に係る会計監査報告	58
監査役会の監査報告	59

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面(郵送)又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

平成30年6月25日(月曜日)午後5時15分まで

株式会社ニチイ学館

株主各位

証券コード 9792  
平成30年6月8日

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

株式会社ニチイ学館

代表取締役社長

森 信介

## 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 議決権行使のご案内



株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面により  
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。



インターネットにより  
議決権を行使していただく場合

▶ 当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年6月25日（月曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

記

<b>1 日 時</b>	平成30年6月26日（火曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
<b>2 場 所</b>	東京都文京区後楽1丁目3番61号 東京ドームホテル 地下1階 天空 (末尾の会場のご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役10名選任の件</li> <li>第4号議案 役員賞与支給の件</li> <li>第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</li> </ul>
<b>4 議決権の行使等についてのご案内</b>	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<http://www.nichiigakkan.co.jp/ir/stock/shareholders.html>)

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 平成30年6月26日(火曜日)午前10時（受付開始時間 午前9時30分）

**場所** 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空  
（末尾の「定時株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成30年6月25日(月曜日)午後5時15分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成30年6月25日(月曜日)午後5時15分まで

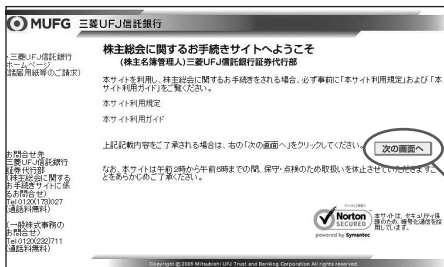
# インターネットによる議決権行使について

行使期限 平成30年6月25日(月曜日) 午後5時15分まで

当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>



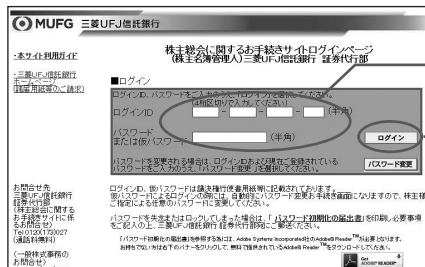
## ① 議決権行使サイトへアクセス



クリック

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックして下さい。

## ② ログインする



① 入力

② クリック

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」ボタンをクリックして下さい。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
フリーダイヤル 0120-173-027 (月曜日～金曜日(休日除く) 9:00～21:00、通話料無料)

## 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>11円</b> 配当総額 <b>706,116,180円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月27日

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## 1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加・変更するものであります。  
 (2) 上記の変更に伴い、従来の号数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. 医療、介護、保育等の人材育成のための教育事業	1. (現行どおり)
2. 語学スクールの経営および語学に関する教育事業	2. (現行どおり)
3. 書籍、教材の出版、企画、制作および販売事業	3. (現行どおり)
4. 語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版および販売事業	4. (現行どおり)
5. 商品、講座および教育システムの市場調査ならびに開発	5. (現行どおり)
6. 医療機関等における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業	6. (現行どおり)
7. コンピューターによる情報処理および情報提供ならびに操作指導等に関する事業	7. (現行どおり)
8. コンピューターシステムおよびコンピューターソフトウェアの運用、保守、開発ならびに販売事業	8. (現行どおり)

現行定款
9. <u>音声認識システムを使用した帳票作成サービス事業</u>
10. 医療機関運営に係わるコンサルティング事業
11. 労働者派遣に係わる事業
12. 医療機関等における病棟事務および病棟作業の受託事業
13. 医療機関等における高度管理医療機器の保守点検、整備、修理、保管管理業務および医療用器材の物品管理、消毒、滅菌業務の受託事業
14. 産前・産後ケア事業
15. 産前・産後ケア事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業
16. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の整備および運営に関する事業
17. 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業
18. 薬局の経営および経営に係わるコンサルティング事業
19. 園芸花卉、種苗の研究開発、栽培、販売事業
20. 給食事業および配食サービス事業
21. 健康保険法に基づく訪問看護
22. (1) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
(2) 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
①訪問介護
②訪問入浴介護
③訪問看護
④通所介護

変更案	
	(削 除)
<u>9.</u>	(現行どおり)
<u>10.</u>	(現行どおり)
<u>11.</u>	(現行どおり)
<u>12.</u>	(現行どおり)
<u>13.</u>	(現行どおり)
<u>14.</u>	(現行どおり)
<u>15.</u>	(現行どおり)
<u>16.</u>	(現行どおり)
<u>17.</u>	(現行どおり)
<u>18.</u>	(現行どおり)
<u>19.</u>	(現行どおり)
<u>20.</u>	(現行どおり)
<u>21.</u> (1)	(現行どおり)
(2)	(現行どおり)



現行定款	変更案
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤短期入所生活介護</li> <li>⑥特定施設入居者生活介護</li> <li>⑦福祉用具貸与</li> <li>⑧特定福祉用具販売</li> <li>⑨居宅療養管理指導</li> <li>(3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①夜間対応型訪問介護</li> <li>②認知症対応型通所介護</li> <li>③小規模多機能型居宅介護</li> <li>④認知症対応型共同生活介護</li> <li>⑤地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>⑥看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護(新設)</li> </ul> </li> <li>(4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防訪問介護</li> <li>②介護予防訪問入浴介護</li> <li>③介護予防訪問看護</li> <li>④介護予防通所介護</li> <li>⑤介護予防短期入所生活介護</li> <li>⑥介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>⑦介護予防福祉用具貸与</li> <li>⑧特定介護予防福祉用具販売</li> <li>⑨介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>(5) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>(6) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>②介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>③介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> </li> <li>(7) 介護保険法に基づく地域支援事業(新設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) (現行どおり)</li> <li><u>⑧</u>地域密着型通所介護(4) (現行どおり)</li> <li>(削除)</li> <li><u>①</u> (現行どおり)</li> <li><u>②</u> (現行どおり)</li> <li>(削除)</li> <li><u>③</u> (現行どおり)</li> <li><u>④</u> (現行どおり)</li> <li><u>⑤</u> (現行どおり)</li> <li><u>⑥</u> (現行どおり)</li> <li><u>⑦</u> (現行どおり)</li> <li>(5) 介護保険法に基づく介護予防支援事業</li> <li>(6) (現行どおり)</li> <li>(7) (現行どおり)</li> <li><u>⑧</u> 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</li> </ul>

現行定款	変更案	
(8) 居宅介護住宅改修事業	(9)	(現行どおり)
(9) 上記の事業を行う施設の運営および開発 管理業務	(10)	(現行どおり)
23. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律に基づく相談支援事業	22.	(現行どおり)
24. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律に基づく移動支援事業	23.	(現行どおり)
25. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律に基づくその他地域生活支 援事業	24.	(現行どおり)
26. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律に基づく障害福祉サービ ス事業	25.	(現行どおり)
27. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自 立支援事業	26.	(現行どおり)
28. 障害者・高齢者等への介助活動	27.	(現行どおり)
29. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業	28.	(現行どおり)
30. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢 者用住宅事業	29.	(現行どおり)
31. 上記の事業を行う施設の運営および開発・管 理業務	30.	(現行どおり)
32. 介護事業の運営・研修に係わるコンサルティ ング事業	31.	(現行どおり)
33. ヘルスケア事業の運営・研修に係わるコンサル ティング事業	32.	(現行どおり)
34. 有料職業紹介業	33.	(現行どおり)
35. 物品購入	34.	(現行どおり)
36. 生活支援サービスおよび自費介護事業	35.	(現行どおり)
37. 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支 援法、その他関係法令に基づく子ども・子育 て事業の運営	36.	(現行どおり)
(1) 認可保育所の運営	(1)	(現行どおり)
(2) 小規模保育事業	(2)	(現行どおり)
(3) 家庭的保育事業	(3)	(現行どおり)
(4) 事業所内保育事業	(4)	(現行どおり)
(5) 事業所内保育所の運営	(5)	(現行どおり)

現行定款	
	(6) 病院内保育所の運営
	(7) 居宅訪問型保育事業
	(8) 放課後児童クラブの運営
	(9) 児童健全育成事業 (新 設)
	(10) 上記以外に関する子育て支援拠点の運営
38.	上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務
39.	ベビーシッター派遣に係わる事業
40.	保育事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業
41.	保育事業に係わる子育て関連商品の販売事業
42.	一般建築工事業
43.	古物の売買業
44.	寝具類の販売およびレンタルならびに乾燥消毒業
45.	広告代理業
46.	受付、案内等の業務処理サービスの受託
47.	健康診断受診事務の取次、斡旋
48.	通信販売業務
49.	福祉用具、介護用品の研究開発および製造業
50.	旅館業
51.	飲食店業
52.	旅行業
53.	留学に関するコンサルティング、留学先の提供・紹介および留学手続の代行業業
54.	観光施設の運営管理
55.	損害保険の代理業
56.	介助犬・セラピー犬等に係わる事業および普及活動
57.	上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務
58.	ペット犬の飼育・販売に係わる事業
59.	ペット用品の企画・製作・販売に係わる事業
60.	フランチャイズ事業

変更案	
	(6) (現行どおり)
	(7) (現行どおり)
	(8) (現行どおり)
	(9) (現行どおり)
	(10) 一時預かり事業
	(11) (現行どおり)
37.	(現行どおり)
38.	(現行どおり)
39.	(現行どおり)
40.	(現行どおり)
41.	(現行どおり)
42.	(現行どおり)
	(削 除)
43.	(現行どおり)
44.	(現行どおり)
45.	(現行どおり)
46.	(現行どおり)
47.	(現行どおり)
48.	(現行どおり)
49.	(現行どおり)
50.	(現行どおり)
51.	(現行どおり)
52.	(現行どおり)
53.	(現行どおり)
54.	(現行どおり)
55.	(現行どおり)
56.	(現行どおり)
57.	(現行どおり)
58.	(現行どおり)

現行定款	
61.	フランチャイズシステムによる加盟店募集および加盟店の経営指導
62.	Webサイト制作事業
63.	各種通知業務
64.	コールセンター業務
65.	電気通信を利用した次のサービス事業 (1) 高齢者の見守り支援事業 (2) 高齢者の生活支援サービス事業
66.	酒類の販売業
67.	福祉用具・介護用品・その他物品の販売に関するコンサルティング業務
68.	セラピー犬の輸出入事業
69.	家政事業に関するコンサルティング業務
70.	産前・産後ケア講座の開発・運営および産前・産後ケアサービス事業
71.	医療機関等における外国人対応に関わるサービス事業
72.	インターネットを利用した語学スクールの経営
73.	介護施設、保育施設の設計建築に係るコンサルティング事業
74.	ペットに関するケア事業およびペット預かり事業
75.	能力開発のための教育事業
76.	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく外国人技能実習生実習実施事業
77.	国家戦略特別区域法に基づく家事支援外国人受入事業 (新 設) (新 設)
78.	以上、前各号に附帯関連する一切の業務

変更案	
59.	(現行どおり)
60.	(現行どおり)
61.	(現行どおり)
62.	(現行どおり)
63.	(現行どおり)
(1)	(現行どおり)
(2)	(現行どおり)
	(削 除)
64.	(現行どおり)
65.	(現行どおり)
66.	(現行どおり)
67.	(現行どおり)
68.	(現行どおり)
69.	(現行どおり)
70.	(現行どおり)
71.	(現行どおり)
72.	(現行どおり)
73.	(現行どおり)
74.	(現行どおり)
75.	国家戦略特別区域法に基づく選択的介護事業
76.	医療保険者における医療費適正化施策の受託事業
77.	(現行どおり)

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	寺田 明彦	代表取締役会長 株式会社東京丸の内出版代表取締役社長	再任
2	森 信介	代表取締役社長 株式会社日本信用リース代表取締役会長	再任
3	寺田 大輔	代表取締役副社長 株式会社GABA代表取締役社長兼CEO 日医恒基（北京）健康管理技術有限公司董事長	再任
4	増田 崇之	専務取締役 中国事業最高執行責任者兼中国事業統轄本部長 日医（北京）居家養老服務有限公司董事長 北京日医三傑健康管理有限公司董事長兼總經理	再任
5	寺田 剛	常務取締役、BS事業統轄本部長、株式会社ヨーク国際留学センター代表取締役社長、株式会社ニチグリーンファーム代表取締役社長、日醫香港有限公司董事長、日医（広州）商貿有限公司董事長、広州市正祥和家政服務有限公司董事長、SELC AUSTRALIA PTY LTD代表取締役社長、SELC TOURS PTY LTD代表取締役社長	再任
6	井出 貴子	常務取締役 基幹事業統轄本部長	再任
7	海瀬 光雄	取締役 経営管理統轄本部長	再任
8	黒木 悦子	取締役 基幹事業統轄本部長補佐兼介護事業本部長兼施設介護事業部担当	再任
9	森脇 啓太	取締役 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士	再任 社外 独立
10	杉本 勇次	取締役、ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・L I Cマネージングディレクター、株式会社雷岡まいたけ取締役、日本風力開発株式会社取締役、大江戸温泉物語株式会社取締役、株式会社アソソディ・ケイ取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

てら だ あき ひこ  
寺田 明彦

再任

生年月日

昭和11年4月23日生

所有する当社株式数

10,928,400株

### 略歴、当社における地位および担当

昭和46年5月 株式会社日本医療事務学院（昭和51年4月当社に吸収合併）設立代表取締役社長  
昭和48年8月 株式会社保育総合学院（現株式会社ニチイ学館）設立代表取締役社長  
平成17年6月 当社代表取締役会長（現任）  
平成26年10月 当社代表取締役社長

### 重要な兼職の状況

株式会社東京丸の内出版 代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由

寺田明彦氏は、当社創業者として企業の社会的使命に基づき、わが国の社会保障制度のあゆみと共に、今日のニチイグループを築き上げてきました。業界のリーディングカンパニーに導いた経営実績に裏打ちされた幅広い知見、迅速な経営判断、持続的な企業価値向上に向けた強力なリーダーシップは、今後の更なる企業成長に必要であることから取締役候補としました。

候補者番号

2

もり のぶ すけ  
森 信介

再任

生年月日

昭和39年3月3日生

所有する当社株式数

11,958株

### 略歴、当社における地位および担当

平成10年3月	当社入社	平成21年10月	当社社長室長
平成13年4月	当社広報室長代理	平成22年6月	当社コンプライアンス本部長兼お客様相談室長
平成14年10月	当社社長室長補佐	平成22年10月	当社コンプライアンス本部長
平成16年10月	当社社長室長	平成23年4月	当社専務取締役
平成17年4月	当社経営管理本部社長室長	平成23年4月	当社経営企画本部長
平成17年10月	当社経営企画本部広報室長	平成25年8月	当社中国事業本部長
平成17年11月	当社経営企画本部長兼経営企画室長兼広報室長	平成26年10月	当社社長室長
平成18年4月	当社経営企画本部長兼広報室長	平成27年10月	当社社長室担当兼経営監理部担当
平成18年6月	当社取締役	平成28年6月	当社代表取締役副社長
平成20年4月	当社広報部担当	平成28年8月	当社経営管理統轄本部担当
平成21年6月	当社常務取締役	平成29年12月	当社代表取締役社長（現任）
平成21年6月	当社広報担当		

### 重要な兼職の状況

株式会社日本信用リース 代表取締役会長

### 取締役候補者とした理由

森信介氏は、これまで当社広報、社長室、経営企画部門等に携わり、グループ会社・関係会社の役員も兼務し、グループ全体の企業経営の健全化に貢献してきました。平成29年12月からは、当社代表取締役社長として陣頭指揮しており、企業経営の深い知見、広い視野から生み出される新たな発想と実行力を駆使し、更なる実効的な経営管理機能を発揮していくことが期待できることから取締役候補としました。

候補者番号

3

てら だ だい すけ  
寺田 大輔

再任

生年月日

昭和43年8月10日生

所有する当社株式数

275,100株

### 略歴、当社における地位および担当

平成4年9月	当社入社	平成23年4月	株式会社ニチケアネット代表取締役社長
平成10年6月	当社取締役	平成24年2月	日医（上海）商貿有限公司董事長
平成14年10月	当社常務取締役	平成26年6月	当社代表取締役副社長（現任）
平成16年4月	当社事業経営本部長	平成26年6月	当社中国事業担当
平成18年4月	当社専務取締役	平成27年10月	当社中国事業担当兼中福日医事業統轄本部担当
平成20年6月	当社代表取締役副社長		
平成21年4月	当社代表取締役社長		

### 重要な兼職の状況

株式会社GABA 代表取締役社長兼CEO  
日医恒基（北京）健康管理技術有限公司 董事長

### 取締役候補者とした理由

寺田大輔氏は、これまで当社経営企画・広報・介護事業・中国事業に携わり、グループ会社の役員も兼務し、経営・事業推進の豊富な経験と実績を有しています。  
現在は、株式会社GABAの代表取締役を兼務し、Gaba-COCO塾の統合・並立に注力し、グループ全体の語学事業の業績拡大に取り組んでおります。  
語学事業の更なる事業成長に向け、強いリーダーシップと決断力で、組織を強力に牽引できる人材であると判断し、取締役候補としました。

候補者番号

4

ます だ たか ゆき  
増田 崇之

再任

生年月日

昭和40年4月26日生

所有する当社株式数

6,300株

### 略歴、当社における地位および担当

平成9年12月	株式会社ヘルシーライフサービス入社 （平成11年7月当社に吸収合併）	平成23年12月	株式会社GABA代表取締役副社長
平成17年12月	当社事業経営本部事業部長補佐	平成24年3月	株式会社GABA代表取締役社長兼CEO
平成18年4月	当社経営企画本部経営企画室長	平成27年4月	当社専務執行役員
平成20年4月	当社経営企画本部長兼経営企画室長	平成27年4月	中国事業最高執行責任者（現任）
平成20年6月	当社取締役	平成27年6月	当社専務取締役（現任）
平成23年4月	当社常務取締役教育事業本部長	平成27年10月	当社中国事業統轄本部長（現任）

### 重要な兼職の状況

日医（北京）居家养老服务有限公司 董事長  
北京日医三傑健康管理有限公司 董事長兼総経理

### 取締役候補者とした理由

増田崇之氏は、これまで当社の経営企画部門、教育部門の責任者、また、当社グループ会社の代表取締役社長兼CEOを歴任し、現在は、当社中国事業における最高執行責任者を務めております。  
豊富な経験とグローバルな事業経営に関する知見、卓越した実行力を兼ね備え、当社企業グループの持続的な企業価値向上の実現に貢献できる人材であると判断し、取締役候補としました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

寺田 剛

再任

生年月日

昭和48年3月22日生

所有する当社株式数

150,900株

### 略歴、当社における地位および担当

平成15年5月	当社入社	平成25年1月	当社マーケティング本部長
平成19年11月	当社経営企画本部広報室長代理	平成25年7月	当社教育事業統括本部長兼マーケティング本部長兼インターナショナル事業部長
平成20年4月	当社広報部長		国際事業統括本部長兼アメリカ・オセアニア事業本部長兼中国事業本部長
平成21年4月	当社広報本部広報部長	平成26年4月	当社社会室長
平成21年6月	当社取締役	平成26年6月	当社経営管理統括本部長
平成21年6月	当社広報本部長兼広報部長	平成26年10月	当社経営管理統括本部
平成21年10月	当社広報本部長	平成26年10月	経営管理本部長兼事業統括本部国際事業本部長
平成23年4月	当社インターナショナル事業部長		当社戦略事業統括本部長
平成23年7月	当社インターナショナル事業担当	平成28年8月	当社経営企画本部長
平成23年10月	当社インターナショナル事業部長	平成29年4月	当社BS事業統括本部長（現任）
平成24年1月	当社常務取締役（現任）	平成30年4月	
平成24年1月	当社経営管理本部長		

### 重要な兼職の状況

株式会社ヨーク国際留学センター 代表取締役社長  
株式会社ニチイグリーンファーム 代表取締役社長  
日醫香港有限公司 董事長  
日医(広州)商貿有限公司 董事長  
広州市正祥和家政服務有限公司 董事長  
SELCA AUSTRALIA PTY LTD. 代表取締役社長  
SELCA TOURS PTY LTD 代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由

寺田剛氏は、これまで広報、経営企画部門の責任者及びグループ会社の代表取締役社長なども兼務し、企業力の基盤となる経営管理機能の拡充等に貢献してきました。現在は、BS事業（教育・ヘルスケア・セラピー）を統轄する責任者として、企業価値の一層の向上に尽力しております。豊富な経験と経営的知見により、グループ全体における経済性の更なる追求に貢献できる人材であると判断し、取締役候補としました。

候補者番号

6

井出 貴子

再任

生年月日

昭和43年3月11日生

所有する当社株式数

2,900株

### 略歴、当社における地位および担当

平成9年8月	当社入社	平成26年10月	当社事業統括本部長補佐兼保育事業本部長兼中国事業統括本部保育事業本部長
平成19年3月	当社経営管理本部組織監理室長代行	平成27年4月	当社事業統括本部長
平成20年4月	当社経営管理本部組織監理室長	平成27年10月	当社常務取締役（現任）
平成22年6月	当社取締役	平成28年4月	当社教育事業強化担当
平成23年2月	当社保育事業担当	平成28年8月	当社基幹事業統括本部長（現任）
平成24年4月	当社保育事業本部長	平成28年12月	当社東京支社長

### 重要な兼職の状況

### 取締役候補者とした理由

井出貴子氏は、これまで当社組織人事監理・国内事業全部門に携わり、グループ会社の役員も兼務し、経営・事業推進の両面において豊富な経験・実績を有しています。現在は、基幹事業（医療・介護・保育）を統轄する責任者として、生産性の向上・収益性の改善に取り組んでおります。公明正大で率先垂範の姿勢、広い視野と経営的知見によって、強い組織づくりに貢献できる人材であると判断し、取締役候補としました。



候補者番号

7

かい せ みつ お  
海瀬 光雄

再任

生年月日

昭和34年1月19日生

所有する当社株式数

12,700株

## 略歴、当社における地位および担当

昭和56年10月	当社入社	平成19年3月	当社お客様相談室担当
平成6年3月	当社経理部次長	平成21年4月	当社コンプライアンス本部長兼お客様相談室長
平成7年3月	当社経理部次長兼経理課長		
平成9年5月	当社情報システム開発本部情報管理部長	平成22年6月	当社総務・人事本部長
平成10年1月	当社管理本部情報管理部長	平成24年4月	当社総務・人事本部コンプライアンス推進室長
平成12年4月	当社監理本部長補佐兼情報管理部長		
平成12年6月	当社取締役（現任）	平成25年1月	当社人事本部長
平成12年7月	当社情報システム本部長兼情報システム部長	平成26年10月	当社経営管理統轄本部経営管理本部人事担当
平成15年5月	当社監査室長	平成27年4月	当社経営管理統轄本部経営管理本部長
平成16年4月	当社総務・人事本部長兼人事部長	平成30年4月	当社経営管理統轄本部長（現任）
平成18年12月	当社お客様相談室長		

## 重要な兼職の状況

## 取締役候補者とした理由

海瀬光雄氏は、これまで当社の管理部門の責任者を歴任し、総務・人事・コンプライアンスに関し、長年にわたって積み重ねた豊富な経験と知見を有しております。  
現在は、経営管理を統轄する責任者として、内部統制システムの再構築やガバナンス体制の更なる強化、企業経営の根幹となる組織人事戦略の強化に取り組んでおり、ビジョン達成に向けて貢献できる人材であると判断し、取締役候補としました。

## 略歴、当社における地位および担当

平成11年10月	当社入社	平成23年6月	当社ヘルスケア事業統括本部統括本部長
平成20年4月	当社ヘルスケア事業統括本部介護事業監査室長代理	平成24年6月	当社取締役（現任）
平成21年10月	当社ヘルスケア事業統括本部施設介護事業本部長代理	平成25年4月	当社介護事業統括本部統括本部長
平成22年8月	当社ヘルスケア事業統括本部施設介護事業本部長代理兼ほほえみ事業部長	平成25年7月	当社介護事業統括本部施設介護事業本部長兼施設介護サービス事業部長
平成22年10月	当社ヘルスケア事業統括本部施設介護事業本部長代理兼地域密着型サービス事業部長	平成26年4月	当社介護事業統括本部施設介護事業本部長
平成23年4月	当社ヘルスケア事業統括本部統括副本部長兼施設介護事業本部長兼介護事業監査室長	平成26年10月	当社事業統轄本部介護事業本部長
		平成27年4月	当社中国事業統轄本部介護事業本部長
		平成27年8月	当社事業統轄本部長補佐
		平成28年8月	当社事業統轄本部介護事業本部施設介護事業部担当
			当社基幹事業統轄本部長補佐兼介護事業本部長兼施設介護事業部担当（現任）

## 重要な兼職の状況

## 取締役候補者とした理由

黒木悦子氏は、これまで介護事業部門の責任者を務め、強力なリーダーシップにより、介護事業の事業成長に多大なる貢献をしてきました。  
現在は、介護事業のみならず、基幹事業（医療・介護・保育）を統轄する責任者の一人として、的確な指導をしております。  
今後のグループのビジョン達成および企業成長に貢献できる人材であると判断し、取締役候補としました。

候補者番号

8

くろ き えつ こ  
黒木 悦子

再任

生年月日

昭和41年3月8日生

所有する当社株式数

2,800株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

9

もり わき けい た  
森 脇 啓 太

再任

生年月日

昭和48年3月19日生

所有する当社株式数

一株

#### 略歴、当社における地位および担当

平成12年10月	三井安田法律事務所入所	平成23年1月	弁護士法人 大江橋法律事務所パートナー
平成15年3月	佐藤総合法律事務所入所		就任(現任)
平成21年1月	弁護士法人 大江橋法律事務所入所	平成25年6月	当社社外取締役(現任)

#### 重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士

#### 社外取締役候補者とした理由

森脇啓太氏は、当社の広範な事業領域における諸問題への適法、適切な対応と商事法務専門の弁護士として豊富な経験と高度な専門知識並びに高い法令順守の意識から裏打ちされた的確な助言によって、尽力されてきました。  
今後とも社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補としました。

候補者番号

10

すぎ もと ゆう じ  
杉 本 勇 次

再任

生年月日

昭和44年7月11日生

所有する当社株式数

一株

#### 略歴、当社における地位および担当

平成4年4月	三菱商事株式会社入社	平成26年3月	株式会社ベルシステム24ホールディングス取締役
平成12年12月	リップルウッド・ホールディングス入社		
平成18年6月	ベインキャピタル・アジア・LLC(現ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC) マネージングディレクター(現任)	平成26年7月 平成27年5月 平成27年6月 平成27年7月	株式会社マクロミル取締役、監査委員 株式会社雪国まいたけ取締役(現任) 当社社外取締役(現任) 日本風力開発株式会社取締役(現任)
平成24年6月	株式会社すかいらく取締役	平成28年2月	大江戸温泉物語株式会社取締役(現任)
平成24年7月	ジュピターショップチャンネル株式会社取締役	平成30年3月	株式会社アサツーディ・ケイ取締役(現任)

#### 重要な兼職の状況

ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC マネージングディレクター  
株式会社雪国まいたけ 取締役、日本風力開発株式会社 取締役、  
大江戸温泉物語株式会社 取締役、株式会社アサツーディ・ケイ 取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

杉本勇次氏は、これまで数多くの日本企業への投資、経営支援を手掛け、多くの成功実績を収めております。グローバルな活躍の中で培われた企業成長に関する豊富な経験と企業経営の深い見識、的確な監督と助言は、グローバルイノベーションを推し進める当社にとって有益であり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補としました。

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 森脇啓太氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間に法律業務委託等の取引関係がありますが、その取引高は120万円以下であり、また、同事務所の年間売上高の1%未満と僅少であります。  
また、杉本勇次氏は株式会社アサツーディ・ケイの取締役であり、当社と同社との間に広告掲載等の取引関係がありますが、その取引高は、当社及び同社の連結年間売上高の1%未満と僅少であります。
  - (2) 上記以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森脇啓太氏及び杉本勇次氏は社外取締役候補者であります。
  3. 森脇啓太氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任理由」に記載のとおり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  4. 森脇啓太氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。また、杉本勇次氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
  5. 森脇啓太氏及び杉本勇次氏が再任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
  6. 当社は森脇啓太氏及び杉本勇次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案

### 役員賞与支給の件

当期に在任した取締役8名（社外取締役を除く）に対し、従来の支給額および当期の業績等を勘案して、役員賞与を総額38,000千円支給することといたしたく存じます。

## 第5号議案

## 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬は、平成4年（1992年）1月20日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、また平成27年（2015年）6月25日開催の第43回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対し株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権を年間割当数45,000個以内とすることにつきご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上及び中期経営計画の達成に向けた適切なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当該株式報酬型ストック・オプションを2024年度限りで終了することにし、併せて2018年度から2024年度までの7年間に限り、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」、当該条件に加えて営業利益等その他当社の取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」により構成することとします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「勤務継続型譲渡制限付株式」と「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」を合わせて、年額1,320,000千円以内で、本議案が承認可決された日から7年間に限り支給するものと致します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、「勤務継続型譲渡制限付株式」と「業績目標コミットメント型譲渡制限付株式」を合わせて年132,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内で、本議案が承認可決された日から7年間に限り発行又は処分を受けるものと致します。

なお、その1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分を決議する当社の各取締役会の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、勤務継続型譲渡制限付株式においては本割当契約により割当を受けた日より30年間、業績目標コミットメント型譲渡制限付株式においては本割当契約により割当を受けた日より1年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任・退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

##### ① 勤務継続型譲渡制限付株式

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## ② 業績目標コミットメント型譲渡制限付株式

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあり、かつ、営業利益等その他当社の取締役会が予め設定した業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものと致します。なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社国内完全子会社の取締役及び当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以上

(添付書類)

# 事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度においてニチイグループは、当社の子会社である株式会社ニチイケアパレスの運営施設「ニチイホーム鷺ノ宮」において、元社員がご入居者様の殺人容疑で逮捕及び起訴されました。

このような事態に至りましたことを重く受け止め、改めてサービスをご利用いただいているお客様、ご家族様並びに株主の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

当社の子会社である株式会社ニチイケアパレスでは、このような事態を受け、外部専門家から構成される第三者委員会を設置し、当該事件の発生原因の徹底究明と再発防止策の策定に取り組んでまいりました。

今後につきましては、全社において理念の浸透を図り、全社員が主体的に、連携を密にして、職場環境の構築及び再発防止策の継続的な検証・改善に取り組んでまいります。

加えて、ニチイグループ全体としても、役職員全員の意識改革とコンプライアンスの徹底、内部統制システムの再構築のほか、諸制度の改定等の各施策を鋭意進め、信頼回復に向け、全力で取り組む所存でございます。

当社では、ビジョンの実現と長期利益の安定成長を確実なものとするため、グループを挙げて事業収益構造の改良を推進し、堅固な事業推進体制の構築に努めてまいりました。

2017年12月1日より、森信介(旧役職：代表取締役副社長)が代表取締役社長に就任し、新経営執行体制にて「ニチイビジョン」の実現に向けた各種施策を継続して実施することで、エリアマネジメントの強化及び生産性向上に注力いたしました。

当連結会計年度の経営成績については以下のとおりです。

売上高283,767百万円 (前年同期276,659百万円) 営業利益7,630百万円 (前年同期4,206百万円)

売上高については、介護事業と保育事業の牽引により前年同期比2.6%の増収となりました。

介護事業については居住系介護サービスの利用者数が増加したこと、保育事業においては、政府が推進する待機児童解消を目的とした「企業主導型保育所」を中心とした保育園の新規開設が進んだことなどが売上に貢献、増収に寄与しております。



営業利益については、契約医療機関における契約の適正化および業務改善が奏功した医療関連事業、効率的な人員配置の見直しや運営の効率化を継続して実施した介護事業の牽引により前年同期比81.4%の増益となりました。

	第45期 (平成29年3月期)	第46期 (平成30年3月期)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	276,659	283,767
営業利益	4,206	7,630
経常利益	1,429	3,628
親会社株主に帰属する当期純利益	1,403	854

セグメント別の状況は以下のとおりです。

当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更し、従来ヘルスケア部門に組み入れていたセラピー事業とグルーミング事業をセラピー部門としてセグメント表示しております。

なお、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

## 医療関連部門

売上高  
**107,337**百万円

売上高107,337百万円（前年同期108,322百万円）

営業利益8,876百万円（前年同期8,012百万円）

医療事務スタッフの処遇・労働環境の改善など人材基盤強化を推進すると同時に、業務の質的向上をはかり医療機関における契約適正化に注力してまいりました。また診療報酬改定を見据えた各種経営支援サービスをはじめとする多角的で付加価値の高いサービスやシステムの提案により、医療機関における業務の拡大・拡充を図ってまいりました。

診療所部門の契約数や医療事務講座の受講生数が弱含んで推移したことから、医療関連部門全体では減収、利益については、業務効率化や生産性の向上による労働時間の適正化が進んだこと、医療機関からの適正契約の獲得により増益となりました。



## 介護部門

売上高  
**148,122**百万円

売上高148,122百万円（前年同期144,346百万円）

営業利益14,516百万円（前年同期11,183百万円）

各エリアにおける適切かつ安定したサービス提供体制を構築するため、処遇改善や各種制度の拡充・周知など、介護サービス提供人材の確保・定着に努めてまいりました。

在宅系介護サービスについては利用者数が減少したものの、介護職員処遇改善加算の拡充効果や、中重度者への対応力強化などにより顧客単価が上昇いたしました。

居住系介護サービスについては、積極的な営業活動やキャンペーン等に注力した結果、利用者数が安定的に推移し、介護部門全体では増収となりました。利益については、居住系介護施設の稼働率の上昇や事業現場における業務効率の向上が寄与し増益となりました。



## 保育部門

売上高  
9,363百万円

売上高9,363百万円（前年同期5,940百万円）

営業損失564百万円（前年同期は営業損失781百万円）

地域における待機児童問題解消への寄与や、自社スタッフの確保や定着に貢献すべく、政府の待機児童解消加速化プランに基づいて制度化された「企業主導型保育所」の積極的な設置を進め、当期48ヵ所を開設いたしました。認可保育園などその他保育関連施設とあわせて当社の保育施設は全国202ヵ所での展開となっております。

売上高は、地域の需要に合わせた拠点の展開によって前期比57.6%と大幅に伸長し増収となりました。利益においては、新規保育園の開設に伴う先行費用によって営業損失となりましたが、企業主導型保育所における企業・法人との保育利用基本契約の増加や、稼働率の改善が進み、前年同期よりも損失額は縮小しております。



## ヘルスケア部門

売上高  
3,053百万円

売上高3,053百万円（前年同期2,910百万円）

営業利益69百万円（前年同期615百万円）

女性の活躍推進による共働き世帯の増加や核家族化など、ライフスタイルの変化や価値観の転換により、国内における家事代行サービスの需要は高まり続けております。当社では、日本人スタッフが提供する家事代行サービス「ニチイライフ」に加え、2018年2月より、国家戦略特区における家事支援外国人受入事業を活用した外国人スタッフによる家事代行サービス「サニーメイドサービス」を開始いたしました。

売上高は、季節のニーズに合わせた「ニチイライフ」のキャンペーン実施等により利用者数が伸長したこと、また全国で介護サービスと連携して戦略的な販促活動を実施したプライベートブランド商品の販売が堅調に推移したことにより増収となりました。利益については、「サニーメイドサービス」の展開準備にかかる費用により減益となりました。



## 教育部門

売上高  
**13,069**百万円

売上高13,069百万円（前年同期12,771百万円）  
営業損失4,620百万円（前年同期は営業損失4,647百万円）  
教育事業の構造改革（GABA-COCO塾の統合と並立）にもない、大人向けサービスは、COCO塾からGABAマンツーマン英会話への移行準備に注力するとともに、効率的なマーケティングおよびプロモーション活動を実施してまいりました。子ども向けサービスについては、地域密着型で子どもが通いやすいスクール「サテライト教室」を軸とした拠点拡大に努め、80校の設置を完了しております。

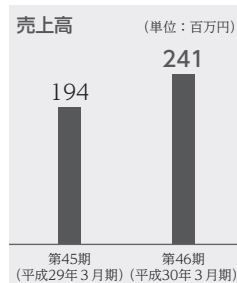
上記各施策によって大人向け・子ども向けともに受講生数が増加し、顧客単価がアップしたことから増収・増益（損失幅縮小）となりました。



## セラピー部門

売上高  
**241**百万円

売上高241百万円(前年同期194百万円)  
営業損失419百万円(前年同期は営業損失107百万円)  
「一緒にずっと、幸せを」をテーマに、ペットの健康をコンセプトとしたドッグサロン「A-LOVE」の全国展開およびオーストラリアでの出店準備を進めてまいりました。日本国内のサロンについては、エリアマーケティングに基づいて当期19サロンをオープンしております。各店舗でのイベントやSNS等での販促などを積極的に実施し新規顧客およびリピーターの獲得を行った結果、増収となりました。利益については、新規店舗の開設費用など設備投資が先行して発生したことから減益となりました。



## 中国事業部門

売上高  
2,365百万円

売上高2,365百万円（前年同期1,966百万円）  
 営業損失1,417百万円（前年同期は営業損失1,416百万円）  
 当期におきましても経済産業省の「医療技術・サービス拠点化促進事業」を受託し、急速に進行する中国において、市政府への介護認知向上に向けた啓蒙活動や介護人材の養成に取り組んでまいりました。  
 サービスにおいては、サニタリー商品の販売推進や地域の中核拠点となる介護施設の設置を進めており、2017年12月には北京市に認知症特化型施設の第1号店となる「逸雲院 北京朝陽」をオープンしております。  
 各事業会社や学校法人における売上の拡大により、売上高は増収となりましたが、利益については、減益となりました。



## その他

売上高  
213百万円

売上高213百万円（前年同期207百万円）  
 営業利益204百万円（前年同期285百万円）  
 グループ間における事業の連携強化を図るとともに、当社主力事業の推進及び強化、付加価値の向上を目指し努めてまいりました。当連結会計年度における売上高は6百万円の増収、営業利益は81百万円の減益となりました。



企業集団の事業区分別売上高構成比率

(単位：千円)

部門別	第45期		第46期		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
医療関連部門	108,322,352	39.2%	107,337,778	37.8%	99.1%
介護部門	144,346,884	52.2%	148,122,291	52.2%	102.6%
保育部門	5,940,155	2.1%	9,363,170	3.3%	157.6%
ヘルスケア部門	2,910,587	1.0%	3,053,917	1.1%	104.9%
教育部門	12,771,796	4.6%	13,069,383	4.6%	102.3%
セラピー部門	194,195	0.1%	241,806	0.1%	124.5%
中国事業部門	1,966,170	0.7%	2,365,584	0.8%	120.3%
その他	207,739	0.1%	213,814	0.1%	102.9%
合計	276,659,882	100.0%	283,767,746	100.0%	102.6%

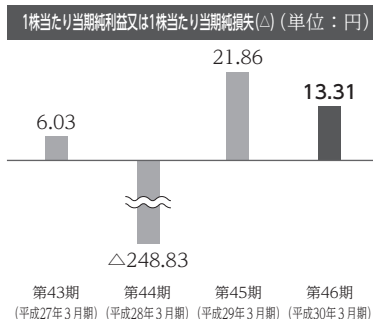
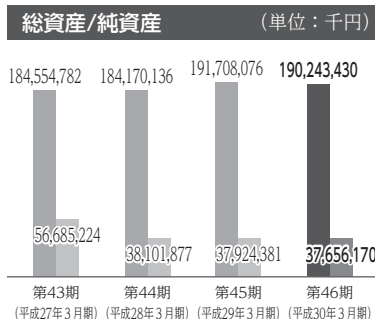
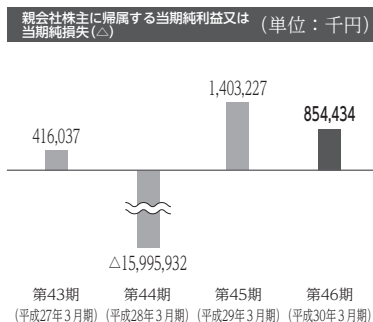
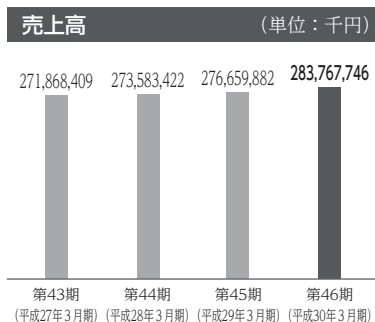
② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,286百万円（無形固定資産及び差入保証金を含み、リース資産を除く）で、その主なものは有料老人ホームの新設等に係る設備投資420百万円、保育施設の新設等に係る設備投資1,650百万円、語学事業のシステム開発等に係る設備投資900百万円等であります。

③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、運転資金の調達を除き、特記すべき資金調達を行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第43期 (平成27年3月期)	第44期 (平成28年3月期)	第45期 (平成29年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高	(千円) 271,868,409	273,583,422	276,659,882	283,767,746
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	(千円) 416,037	△15,995,932	1,403,227	854,434
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円) 6.03	△248.83	21.86	13.31
総資産	(千円) 184,554,782	184,170,136	191,708,076	190,243,430
純資産	(千円) 56,685,224	38,101,877	37,924,381	37,656,170

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率又は 出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社東京丸の内出版	20,000千円	100.0	書籍の出版・販売
株式会社日本サポートサービス	100,000千円	100.0	情報処理、物品の保管・配送
株式会社ニチイグリーンファーム	300,000千円	100.0	観光施設の運営・管理、ペット犬の飼育・販売等
株式会社ニチイケアネット	220,000千円	100.0	福祉用具の販売・レンタルサービス
株式会社日本信用リース	100,000千円	70.0	リース業
株式会社ニチイケアパレス	80,000千円	100.0	特定施設入居者生活介護サービス
株式会社GABA	490,000千円	100.0	英会話学校
SELC AUSTRALIA PTY LTD.	200千豪ドル	100.0	英会話学校
日醫香港有限公司	293,000千香港ドル	100.0	統括業務
日医(北京)居家養老服務有限公司	38,000千人民幣	100.0	統括業務
日医(上海)商貿有限公司	38,000千人民幣	100.0	統括業務
日医(広州)商貿有限公司	38,000千人民幣	100.0	統括業務

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社12社を含む計53社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。



## (4) 中長期的な会社の経営戦略

ニチイでは、「社業の発展を通して豊かな人間生活の向上に貢献する」という経営理念に基づき、ニチイグループとしてあるべき姿を示す「戦略的トライアングル」を2016年に策定いたしました。

社会性を追求し貢献する「基幹事業」（医療関連・介護・保育）、経済性を追求する「BS（Balance Supply）事業」（ヘルスケア・語学・セラピー）、未来志向で成長性を追求する「グローバル事業」（中国等の海外事業）の3つの事業がもつ特性をそれぞれ追求しながら相互に連携しあうことで、長期利益の安定成長を果たす「ニチイのビジョン」の実現を目指しております。

また、ビジョン実現のロードマップとして、中期経営計画「VISION 2025」（2019年3月期から2025年3月期まで）を策定し、全社一丸となって取り組んでおります。

## (5) 対処すべき課題

中期経営計画「VISION 2025」では、社会課題への貢献と長期利益の安定成長を実現し、グローバルに貢献するエクセレントカンパニーを目指すことをビジョンとして掲げています。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護・子育て・教育・労働力の確保・グローバル等、多くの社会課題・ニーズに対応・貢献しうる事業基盤を構築し、事業構成バランスの最適化を図ることにより、持続的な企業価値向上に繋げてまいります。

「VISION 2025」の実現に向け、組織改革、事業改革を確実に実行し、戦略実行力、計画達成力を高めることで、地域社会への貢献とグローバル化の進展に寄与し、サステナブルな世界的に存在感を示す「エクセレントカンパニー」へと進化してまいります。

### ①組織改革

- ・戦略執行態勢の強化
  - エリアマネジメントの強化（執行役員の事業別、エリア別配置を拡充）
  - 営業統轄本部の設置（エリア毎に設置し、事業横断的な営業活動を強化）
  - 譲渡制限付株式報酬制度の導入（第5号議案に基づく内容）
- ・事業拠点および支店力の強化
  - ビジョン実現推進プロジェクト（VIPRO）を通じたコミュニケーション・プラットフォームの一層の活性化
  - マネジメント研修の強化

- ・組織連鎖機能の強化
  - 現場間、エリア間の自律活動の連鎖推進
  - 営業を主体とした組織横断的態勢の強化
  - 事業間の相互連携推進によるイノベティブな包括的サービス提供（グローバル規模で推進）

## ②事業改革・基盤強化

- ・付加価値の創造
  - 事業ポートフォリオ内の効果的且つ連続的なサービス提供の推進
  - ネットワークを活かしたサービスノウハウ・ナレッジの共有・蓄積
  - 顧客ニーズに対する提案力・カスタマイズ力の強化
  - 顧客視点に立脚した顧客効用の最大化に向けた高品質且つ最適なサービスの提供・提案
  - エリアニーズの発掘・分析・対応
- ・収益構造改革の推進
  - 高付加価値事業の育成
  - 拠点稼働率アップ
  - 固定費の抑制（立地見直し、拠点の共同利用）
  - エリアプロモーション手法の見直し
  - 業務プロセスの見直し
  - IT、AIの活用による事業効率化
- ・グローバル対応力の強化
  - サービスのアウトバウンドの促進（現地の文化・風習に合わせたモデルの構築）
  - 外国人技能実習制度の活用
  - 外国人家事支援人材獲得スキームの構築
  - 語学留学支援の強化によるグローバル人材育成強化
  - グローバル経営資源の横断的活用

- ・人材基盤の強化
  - 処遇改善の継続実施
  - 正社員化、無期雇用化
  - 現場マネジメントの育成
  - サービススキル向上研修の強化
  - 目標達成に対するインセンティブ付与
- ・財務基盤の強化
  - 「VISION 2025」の計画達成による企業価値向上
  - 経営効率、資本効率の向上

## (6) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

企業集団の主要な事業は次のとおりであります。

### ① 医療関連

医療機関・調剤薬局における医事業務の受託、医療用器材の販売・消毒・滅菌業務（院内）、医事コンサルティング、医療事務講座をはじめとする医療関連講座等を提供しています。

### ② 介護

介護保険等、制度下での在宅系介護サービス（居宅介護支援サービス・訪問介護サービス・訪問入浴サービス・訪問看護サービス・通所介護サービス等）、居住系介護サービス（特定施設入居者生活介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス等の運営）、福祉用具の販売・レンタル、障がい福祉サービス、介護職員初任者研修をはじめとする介護関連講座、介護職員の派遣サービス等を提供しております。

### ③ 保育

病院内保育所の運営、企業内・直営保育所の運営、企業主導型保育所の運営、保育系講座（ベビーシッター等）等を提供しております。

### ④ ヘルスケア

制度外サービスとしてヘルスケア商品の販売、日本人による家事代行サービス「ニチイライフ」、外国人スタッフによる家事代行サービス「サニーメイドサービス」等を提供しております。

## ⑤ 教育

株式会社GABAにおいてマンツーマン英会話を提供するとともに、グループレッスン「COCO塾ジュニア」の展開や留学支援態勢の整備等により、幅広い年齢・ニーズに対応した語学教育を提供しております。

## ⑥ セラピー

国内外における犬専用グルーミングサロン・ホテルの運営、花卉・種苗等の生産・販売、観光施設の運営・管理、ペット犬の飼育・販売等を行っております。

## ⑦ 中国事業

中国での介護人材の養成・介護サービスの提供、家政サービスの人材養成・家政サービスの提供、サニタリー用品の販売、子供向けケア用品の販売、認知症特化型施設の運営、産後ケア人材の養成・産後ケアサービスの提供、保育人材の養成・保育サービスの提供等を行っております。

## ⑧ その他

子会社を中心に情報処理、物品の保管・配送、書籍の出版・販売、リース業等を展開しております。

## (7) 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

当社

本社：東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

事業所一覧

支社 (4支社)	東日本、中部日本、中四国、九州																						
支店 (97支店)	札幌、旭川、釧路、函館、盛岡、北上、青森、八戸、秋田、仙台、古川、山形、酒田、福島、いわき、郡山、長野、上田、松本、岡谷、新潟、長岡、金沢、富山、高岡、福井、新宿、渋谷、品川、池袋、お茶の水、錦糸町、立川、八王子、甲府、大宮、南越谷、川越、所沢、宇都宮、小山、前橋、船橋、千葉、松戸、柏、水戸、土浦、横浜、横浜南、川崎、藤沢、平塚、町田、静岡、沼津、浜松、名古屋、名古屋東、岡崎、多治見、岐阜、津、大阪、京橋、茨木、奈良、堺東、和歌山、京都、大津、長浜、神戸、姫路、広島、福山、倉敷、徳山、宇部、松江、鳥取、岡山、高松、高知、徳島、松山、福岡、久留米、小倉、佐賀、長崎、那覇、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島																						
営業所 (12営業所)	帯広、大館、米沢、会津若松、飯田、上越、七尾、高山、舞鶴、豊岡、中村、安芸																						
介護拠点 (1,325拠点)	<table> <tr> <td>居宅介護支援</td> <td>796事業所</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td>1,008事業所 (うち介護予防訪問介護併設1,007事業所)</td> </tr> <tr> <td>訪問入浴介護</td> <td>82事業所 (すべて介護予防訪問入浴介護併設)</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>60事業所 (すべて介護予防訪問看護併設)</td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>380事業所 (うち介護予防通所介護併設377事業所)</td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td> <td>2事業所</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td>138事業所 (すべて介護予防福祉用具貸与併設)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>53事業所 (うち介護予防小規模多機能型居宅介護併設45事業所)</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護</td> <td>3事業所</td> </tr> <tr> <td>特定施設入居者生活介護</td> <td>68事業所 (うち介護予防特定施設入居者生活介護併設59事業所)</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>277事業所 (すべて介護予防認知症対応型共同生活介護併設)</td> </tr> </table>	居宅介護支援	796事業所	訪問介護	1,008事業所 (うち介護予防訪問介護併設1,007事業所)	訪問入浴介護	82事業所 (すべて介護予防訪問入浴介護併設)	訪問看護	60事業所 (すべて介護予防訪問看護併設)	通所介護	380事業所 (うち介護予防通所介護併設377事業所)	地域密着型通所介護	2事業所	福祉用具貸与	138事業所 (すべて介護予防福祉用具貸与併設)	小規模多機能型居宅介護	53事業所 (うち介護予防小規模多機能型居宅介護併設45事業所)	看護小規模多機能型居宅介護	3事業所	特定施設入居者生活介護	68事業所 (うち介護予防特定施設入居者生活介護併設59事業所)	認知症対応型共同生活介護	277事業所 (すべて介護予防認知症対応型共同生活介護併設)
居宅介護支援	796事業所																						
訪問介護	1,008事業所 (うち介護予防訪問介護併設1,007事業所)																						
訪問入浴介護	82事業所 (すべて介護予防訪問入浴介護併設)																						
訪問看護	60事業所 (すべて介護予防訪問看護併設)																						
通所介護	380事業所 (うち介護予防通所介護併設377事業所)																						
地域密着型通所介護	2事業所																						
福祉用具貸与	138事業所 (すべて介護予防福祉用具貸与併設)																						
小規模多機能型居宅介護	53事業所 (うち介護予防小規模多機能型居宅介護併設45事業所)																						
看護小規模多機能型居宅介護	3事業所																						
特定施設入居者生活介護	68事業所 (うち介護予防特定施設入居者生活介護併設59事業所)																						
認知症対応型共同生活介護	277事業所 (すべて介護予防認知症対応型共同生活介護併設)																						

(注) 介護拠点

1. 在宅系介護サービスから居住系介護サービスまで、当社介護事業における拠点の物件数を表示しております。
2. 介護サービス別の内訳

<在宅系>

- ・居宅介護支援：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている居宅介護支援事業所（ケアプランを作成する事業所）
- ・訪問介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問介護事業所（ホームヘルプを行う事業所）
- ・訪問入浴介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問入浴介護事業所（訪問入浴を行う事業所）
- ・訪問看護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問看護事業所（訪問看護を行う事業所）
- ・通所介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている通所介護事業所（デイサービスセンター）
- ・福祉用具貸与：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている福祉用具貸与事業所（福祉用具のレンタルを行う事業所）

- ・小規模多機能型居宅介護：市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護：市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている看護小規模多機能型居宅介護事業所  
<居住系>
- ・特定施設入居者生活介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている特定施設入居者生活介護事業所(有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者専用賃貸住宅)
- ・認知症対応型共同生活介護：市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)

## 連結子会社

株式会社東京丸の内出版 (本社：東京都千代田区)	
株式会社日本サポートサービス (本社：東京都千代田区)	事業所 長野県 1 事業所 営業所 岩手県 1 営業所、福島県 1 営業所
株式会社ニチグリーンファーム (本社：東京都千代田区)	営業拠点 千葉県 2 営業所
株式会社ニチケアネット (本社：東京都千代田区)	物流センター数 北海道 1 ヶ所、宮城県 1 ヶ所、千葉県 1 ヶ所、愛知県 1 ヶ所、大阪府 1 ヶ所、広島県 1 ヶ所、福岡県 1 ヶ所
株式会社日本信用リース (本社：東京都千代田区)	
株式会社ニチケアパレス (本社：東京都千代田区)	介護付有料老人ホーム72事業所 (東京都39事業所、神奈川県21事業所、埼玉県9事業所、千葉県2事業所、静岡県1事業所) サービス付高齢者向住宅6事業所 (東京都3事業所、千葉県1事業所、埼玉県2事業所)
株式会社GABA (本社：東京都新宿区)	ラーニングスタジオ123教室 (北海道1教室、青森県2教室、岩手県1教室、秋田県1教室、宮城県1教室、山形県1教室、福島県1教室、群馬県1教室、栃木県1教室、茨城県2教室、埼玉県4教室、東京都42教室、千葉県7教室、神奈川県10教室、山梨県1教室、新潟県2教室、富山県1教室、石川県1教室、福井県1教室、長野県2教室、静岡県2教室、愛知県4教室、岐阜県1教室、三重県1教室、滋賀県1教室、京都府2教室、大阪府7教室、奈良県1教室、和歌山県1教室、兵庫県2教室、岡山県1教室、広島県1教室、島根県1教室、鳥取県1教室、山口県1教室、香川県1教室、愛媛県1教室、高知県1教室、徳島県1教室、福岡県2教室、佐賀県1教室、長崎県1教室、大分県1教室、熊本県1教室、宮崎県1教室、鹿児島県1教室、沖縄県1教室)
SELCAUSTRALIA PTY LTD. (オーストラリア)	学校数 シドニー 2 校

日医（北京）居家養老服務有限公司 （中国）	
日医（上海）商貿有限公司 （中国）	
日医（広州）商貿有限公司 （中国）	
日醫香港有限公司 （中国）	

## (8) 使用人の状況 （平成30年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数		前連結会計年度末比増減	
	人数	名	増減	名
医療関連部門	7,683	(39,550) 名	642名増	(2,380名減)
介護部門	9,893	(27,634) 名	509名減	(902名減)
保育部門	1,685	(1,016) 名	546名増	(142名増)
ヘルスケア部門	445	(1,061) 名	109名増	(30名減)
教育部門	970	(665) 名	143名減	(37名減)
セラピー部門	96	(53) 名	46名増	(16名増)
中国事業部門	61	(1,249) 名	7名増	(185名減)
その他	32	(42) 名	1名減	(3名減)
全社（共通）	226	(49) 名	1名増	(3名減)
合計	21,091	(71,319) 名	698名増	(3,382名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度よりセグメント変更を行っているため、前連結会計年度末比増減においては、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えて比較を行っております。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18,264名 (68,966名)	713名増 (3,406名減)	43.6歳	9.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,900百万円
株式会社みずほ銀行	9,092
株式会社三井住友銀行	3,339
株式会社東京都民銀行	2,601
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,874
三井住友信託銀行株式会社	1,200
株式会社常陽銀行	950
株式会社伊予銀行	833

(注) 1. 平成30年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 平成30年5月1日付で株式会社東京都民銀行は、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京と合併し、株式会社きらぼし銀行となりました。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	220,000,000株
② 発行済株式の総数	73,017,952株
③ 株主数	20,206名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
有限会社明和	16,303千株	25.4%
寺田明彦	10,928千株	17.0%
ECM MF	7,288千株	11.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,864千株	6.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,607千株	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,272千株	2.0%
日本生命保険相互会社	1,239千株	1.9%
ニチイ学館従業員持株会	1,039千株	1.6%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,009千株	1.6%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	575千株	0.9%

(注) 1. 当社は、自己株式を8,825千株保有していますが、上記大株主からは除外しております。

また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 平成30年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	行使期間	行使の条件	役員の保有状況		
							取締役(社外取締役を除く)	社外取締役	監査役
平成27年6月30日 (第1回通常型新株予約権)	1,141,300個	普通株式 1,141,300株	361円	1,108円	平成27年7月25日から平成57年7月24日まで	(注)	1,141,300個 (8名)	一個	一個
平成27年6月30日 (第2回株式報酬型新株予約権)	28,600個	普通株式 28,600株	919円	1円	平成27年7月25日から平成57年7月24日まで	(注)	28,600個 (8名)	一個	一個
平成28年6月28日 (第3回株式報酬型新株予約権)	34,300個	普通株式 34,300株	610円	1円	平成28年7月26日から平成58年7月25日まで	(注)	34,300個 (8名)	一個	一個
平成29年6月27日 (第4回株式報酬型新株予約権)	36,000個	普通株式 36,000株	1,000円	1円	平成29年7月25日から平成59年7月24日まで	(注)	36,000個 (8名)	一個	一個

(注) (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	行使期間	行使の条件	使用人等への交付状況	
							執行役員	子会社取締役
平成29年6月27日 (第4回株式報酬型新株予約権)	8,300個	普通株式 8,300株	1,000円	1円	平成29年7月25日から 平成59年7月24日まで	(注)	2,300個 (4名)	6,000個 (12名)

(注) (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
寺田明彦	代表取締役会長		株式会社東京丸の内出版 代表取締役社長
森 信介	代表取締役社長		株式会社日本信用リース 代表取締役会長
寺田大輔	代表取締役副社長		株式会社GABA 代表取締役社長兼CEO 日医恒基（北京）健康管理技術有限公司 董事長
増田崇之	専務取締役	中国事業最高執行責任者 兼中国事業統轄本部長	日医（北京）居家養老服務有限公司 董事長 北京日医三傑健康管理有限公司 董事長兼総経理
寺田 剛	常務取締役	戦略事業統轄本部長 兼経営企画本部長	株式会社ヨーク国際留学センター 代表取締役社長 株式会社ニチイグリーンファーム 代表取締役社長 日醫香港有限公司 董事長 日医（広州）商貿有限公司 董事長 広州市正祥和家政服務有限公司 董事長 SELC AUSTRALIA PTY LTD. 代表取締役社長 SELC TOURS PTY LTD 代表取締役社長
井出貴子	常務取締役	基幹事業統轄本部長	

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
海瀬光雄	取締役	経営管理統轄本部 経営管理本部長	
黒木悦子	取締役	基幹事業統轄本部長補佐 兼介護事業本部長 兼施設介護事業部担当	
森脇啓太	取締役		弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士
杉本勇次	取締役		ベインキャピタル・プライベート・エクイティ ・ジャパン・LLC マネージングディレクター 株式会社雪国まいたけ 取締役 日本風力開発株式会社 取締役 大江戸温泉物語株式会社 取締役 株式会社アサツデー・ケイ 取締役
乙丸秀次	常勤監査役		
大島秀二	監査役		大島秀二公認会計士事務所 公認会計士、税理士 株式会社協和コンサルタンツ 社外取締役 メディキット株式会社 社外監査役
松野一平	監査役		

(注) 1. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
寺田明彦	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	平成29年12月1日
森 信介	代表取締役副社長経営管理統轄本部 担当	代表取締役社長	平成29年12月1日
寺田大輔	代表取締役副社長中国事業担当 兼中福日医事業統轄本部担当	代表取締役副社長	平成29年12月1日

- 取締役森脇啓太氏及び取締役杉本勇次氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 常勤監査役乙丸秀次氏、監査役大島秀二氏及び監査役松野一平氏は、社外監査役であります。
- 監査役大島秀二氏は、公認会計士及び税理士の資格を、監査役松野一平氏は税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	147,033千円 (9,140千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,400千円 (14,400千円)
合計	13名	161,433千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成4年1月20日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別途、平成27年6月25日開催の第43回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションの年間割当数を45,000個以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成4年1月20日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- ・平成30年6月26日開催の第46回定時株主総会において付議いたします役員賞与  
取締役 8名（社外取締役を除く）38百万円
  - ・株式報酬費用（株式報酬型）の計上額
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### 1. 他の法人等の社外役員の兼職状況

- ・森脇啓太氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間に法律業務委託等の取引関係がありますが、その取引高は12百万円以下であり、また、同事務所の年間売上高の1%未満と僅少であります。
- ・杉本勇次氏は、バインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLCのマネージングディレクター、株式会社雪国まいたけの取締役、日本風力開発株式会社の取締役、大江戸温泉物語株式会社の取締役であります。同各社と当社との間の取引はございません。また、株式会社アサツーディ・ケイの取締役でもあり、当社と同社との間に広告掲載等の取引関係がありますが、その取引高は、当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。
- ・監査役大島秀二氏は、大島秀二公認会計士事務所の代表、株式会社協和コンサルタンツの社外取締役およびメディキット株式会社の社外監査役であります。同事務所・同各社と当社との間の取引はございません。

#### 2. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森脇啓太	取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	杉本勇次	取締役会には12回のうち、10回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	乙丸秀次	取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 監査役会には13回のうち、13回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大島秀二	取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 監査役会には13回のうち、13回出席しており、必要に応じて公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	松野一平	取締役会には12回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を行っております。 監査役会には13回のうち、13回出席しており、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

#### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役森脇啓太氏、取締役杉本勇次氏、常勤監査役乙丸秀次氏、監査役大島秀二氏および監査役松野一平氏について法令が定める額としております。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC京都監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 内部統制全体を統括する機関を「内部統制委員会」といたします。
- ・ 監査役による監査及び監査室による内部監査を実施することで、それぞれの職務の執行が法令や定款に適合することを確保いたします。
- ・ 内部監査の範囲は、会社全般に及ぶものとし、グループ会社の業務を含むものいたします。
- ・ 監査の実施にあたっては、内部監査規程に則り、事業年度計画で定められた「定期監査」及び代表取締役社長より特に命ぜられた事項等の「臨時監査」を行い、その結果を報告いたします。
- ・ 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進にあたっては、「コンプライアンス委員会」を設置いたします。
- ・ コンプライアンス委員会は当社及びグループ会社の社員が遵守すべきコンプライアンスに関する根幹となる倫理・行動指針として「ニチイグループ コンプライアンス・ポリシー」を策定し、教育・啓蒙活動を実施することで、コンプライアンスの確実な浸透・定着を図っております。
- ・ 社員からの内部通報、その他のコンプライアンスに関する相談窓口として、コンプライアンス委員会に「コンプライアンス相談・通報窓口」を置きます。
- ・ 反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を遮断するため、経営管理本部を中心に内部体制を構築し、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒否する等組織全体で毅然とした態度で対処いたします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規定に従い適切に保存及び管理を行います。
- ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他稟議書等の重要事項の意思決定に係る文書については、「文書管理規程」により、その取扱方法及び保管基準等を定めます。
- ・ その他の情報については、「内部情報管理規程」及び「機密情報取扱規程」にて重要な内部情報に該当する事項を明確化し、その取扱いを定めた方法で管理いたします。



### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・組織横断的なリスク状況の管理については、内部統制委員会が行い、各部門の所轄業務に付随するリスクの把握及び管理については、当該部門にて部門長を責任者とし、推進担当者を設け、リスク軽減への取り組みを推進いたします。
- ・当社の事業活動において想定されるリスクを未然に防止するため、各種委員会を設け、リスクマネジメント体制を更に強化いたします。
- ・危機が発生した場合においては、危機管理委員会が中心となり、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営目標、経営戦略、その他重要事項及び法定事項について適時且つ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。
- ・業務執行に係る重要事項の決定に関しては、役付取締役をメンバーとする経営会議を必要に応じて開催し、機動的な意思決定を図ることとします。
- ・取締役の職務権限及び妥当な意思決定ルールを職務権限規程により制定し、運用状況を定期的に検証することで、職務執行における一層の効率化に努めます。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・内部統制委員会は、当社グループ企業における業務の適正を統括・管理いたします。
- ・コンプライアンスに関しては、当社グループ企業各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会が当社グループ企業全体のコンプライアンスを統括・推進する体制といたします。
- ・コンプライアンス委員会が実施する教育・研修及び同委員会が設置する「コンプライアンス相談・通報窓口」は、当社グループ企業各社の社員全体を対象といたします。
- ・監査役及び内部監査部門である監査室が行う監査は、当社グループ企業の業務も含むものとし、定期監査の他、必要の都度、会計監査及び業務監査を行います。
- ・財務報告に係る内部統制の構築に関しては、専任部署を設置し、構築すべき内部統制の範囲及び水準につき、会計監査人と協議のうえ代表取締役へ報告しその承認を受け、全社的に取り組みます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置し、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項は、監査役会規程に定めるものといたします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項や、取締役会に付議する重要事項、報告すべき緊急の事項が生じた場合は、速やかに監査役へ報告することといたします。
- ・ 監査役は、取締役会だけでなく、必要に応じて重要会議に同席し、業務の執行状況及びその意思決定の過程に関して、説明を求めることができる他、会議時以外にも、必要と認められる事項については、その都度、担当部門にヒアリングを行うことができます。
- ・ 監査役が内部統制委員会及び内部監査部門との適切な意思疎通を図り、その監査業務が効果的に行われることを確保するため以下の体制を整備いたします。
- ・ 監査役及び監査室長より監査の状況を踏まえ、経営トップと当社の経営に係る事業等のリスクやその管理状況について協議を行います。
- ・ 監査役と内部監査部門である監査室は、定期的に会議を設け、内部監査内容及び会計監査人より報告を受ける会計監査内容の把握・検証を行います。
- ・ 常勤監査役及び監査室長は、内部統制委員会にオブザーバーとして参加することで、内部統制委員会との連携を図ります。

## (6) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを適時行っております。また総務部が中心となり、当社各部門及び子会社に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、推進させております。

なお、本事業報告の冒頭に記載のとおり、当連結会計年度において発生した当社の子会社における事件を受け、今後につきましては、全社において理念の浸透を図り、全社員が主体的に、連携を密にして、職場環境の構築及び再発防止策の継続的な検証・改善に取り組んでまいります。

加えて、ニチグループ全体としても、役職員全員の意識改革とコンプライアンスの徹底、内部統制システムの再構築のほか、諸制度の改定等の各施策を鋭意進め、信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第46期 平成30年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>67,924,532</b>
現金及び預金	18,447,925
受取手形及び売掛金	33,072,792
たな卸資産	1,120,052
繰延税金資産	2,675,281
その他	12,639,841
貸倒引当金	△31,360
<b>固定資産</b>	<b>122,318,898</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>79,775,008</b>
建物及び構築物	22,260,337
機械装置及び車輛運搬具	9,695
器具備品	833,652
土地	8,382,379
リース資産	47,283,743
建設仮勘定	1,005,199
<b>無形固定資産</b>	<b>17,016,537</b>
のれん	11,424,497
ソフトウェア	5,103,318
ソフトウェア仮勘定	97,451
リース資産	193,145
その他	198,123
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,527,351</b>
投資有価証券	1,133,008
長期貸付金	7,644,360
長期前払費用	2,345,634
差入保証金	12,952,786
繰延税金資産	843,822
その他	872,816
貸倒引当金	△265,077
<b>資産合計</b>	<b>190,243,430</b>

科目	第46期 平成30年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>60,459,515</b>
支払手形及び買掛金	1,170,987
短期借入金	5,336,220
1年以内返済予定長期借入金	6,072,913
リース債務	1,454,649
未払法人税等	2,563,388
未払消費税等	1,791,918
未払費用	17,836,819
前受金	11,412,048
賞与引当金	5,611,659
役員賞与引当金	38,000
その他	7,170,909
<b>固定負債</b>	<b>92,127,744</b>
長期借入金	22,007,024
リース債務	53,596,996
長期前受金	4,440,606
繰延税金負債	6,043
資産除去債務	2,446,418
退職給付に係る負債	7,524,273
その他	2,106,381
<b>負債合計</b>	<b>152,587,259</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>37,220,245</b>
資本金	11,933,790
資本剰余金	17,026,495
利益剰余金	19,636,670
自己株式	△11,376,709
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△856,588</b>
その他有価証券評価差額金	19,091
為替換算調整勘定	△366,488
退職給付に係る調整累計額	△509,191
<b>新株予約権</b>	<b>560,694</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>731,819</b>
<b>純資産合計</b>	<b>37,656,170</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>190,243,430</b>

# 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第46期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	283,767,746
売上原価	228,946,036
売上総利益	54,821,710
販売費及び一般管理費	47,191,543
営業利益	7,630,166
営業外収益	882,259
受取利息	146,801
受取配当金	2,188
受取賃貸収入	205,878
補助金収入	58,648
奨励金収入	107,177
持分法による投資利益	60,541
その他	301,023
営業外費用	4,883,888
支払利息	4,654,848
賃貸費用	35,828
その他	193,212
経常利益	3,628,537
特別利益	5,514
新株予約権戻入益	5,310
その他	203
特別損失	788,635
固定資産除却損	83,687
固定資産売却損	10,308
減損損失	692,989
その他	1,650
税金等調整前当期純利益	2,845,416
法人税、住民税及び事業税	2,509,386
法人税等調整額	△360,589
当期純利益	696,618
非支配株主に帰属する当期純損失	△157,815
親会社株主に帰属する当期純利益	854,434

# 連結株主資本等変動計算書

第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	11,933,790	17,277,876	20,006,631	△11,376,929	37,841,369
当連結会計年度変動額					
子会社等の持分変動による増減		△250,734			△250,734
剰余金の配当			△1,412,238		△1,412,238
親会社株主に帰属する当期純利益			854,434		854,434
自己株式の取得				△1,730	△1,730
自己株式の処分		△647		1,950	1,302
連結範囲の変動			187,841		187,841
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△251,381	△369,961	220	△621,123
当連結会計年度末残高	11,933,790	17,026,495	19,636,670	△11,376,709	37,220,245

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	20,543	△457,572	△811,515	△1,248,544	531,839	799,717	37,924,381
当連結会計年度変動額							
子会社等の持分変動による増減							△250,734
剰余金の配当							△1,412,238
親会社株主に帰属する当期純利益							854,434
自己株式の取得							△1,730
自己株式の処分							1,302
連結範囲の変動							187,841
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△1,452	91,084	302,323	391,956	28,854	△67,898	352,912
当連結会計年度変動額合計	△1,452	91,084	302,323	391,956	28,854	△67,898	△268,210
当連結会計年度末残高	19,091	△366,488	△509,191	△856,588	560,694	731,819	37,656,170

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員	公認会計士 高田佳和 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 岩崎亮一 ㊞
業 務 執 行 社 員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積の評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチイ学館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

平成30年5月23日

株式会社ニチイ学館 監査役会	
常勤監査役	乙丸秀次 ㊟
監査役	大島秀二 ㊟
監査役	松野一平 ㊟

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（注）常勤監査役乙丸秀次、監査役大島秀二及び松野一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第46期 平成30年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>42,832,366</b>
現金及び預金	3,756,115
売掛金	30,527,273
商品	109,057
教材	154,934
未成業務支出金	6,859
貯蔵品	191,566
前払費用	1,590,384
繰延税金資産	2,160,947
短期貸付金	673,582
未収入金	3,296,228
その他	390,765
貸倒引当金	△25,348
<b>固定資産</b>	<b>106,040,207</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>55,039,574</b>
建物	18,560,759
構築物	587,869
機械及び装置	1,233
器具備品	524,077
土地	7,640,948
リース資産	26,725,318
建設仮勘定	999,367
<b>無形固定資産</b>	<b>6,297,324</b>
のれん	3,453,733
ソフトウェア	2,398,297
ソフトウェア仮勘定	85,692
電話加入権	82,665
施設利用権	39,474
リース資産	188,212
その他	49,247
<b>投資その他の資産</b>	<b>44,703,308</b>
投資有価証券	143,996
関係会社株式	16,878,432
関係会社出資金	2,874,512
長期貸付金	18,390,723
破産更生債権等	49,369
差入保証金	9,033,257
保険積立金	446,110
長期前払費用	1,231,906
繰延税金資産	209,083
その他	26,750
貸倒引当金	△4,580,832
<b>資産合計</b>	<b>148,872,574</b>

科目	第46期 平成30年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>43,636,107</b>
買掛金	305,568
短期借入金	5,257,002
1年以内返済予定長期借入金	5,636,350
リース債務	978,798
未払金	2,376,775
未払費用	16,481,894
未払法人税等	2,200,933
未払消費税等	1,739,995
前受金	1,150,752
預り金	2,450,554
賞与引当金	5,019,484
役員賞与引当金	38,000
<b>固定負債</b>	<b>62,399,049</b>
長期借入金	21,537,300
リース債務	31,369,386
資産除去債務	1,952,967
退職給付引当金	6,095,635
預り保証金	415,326
長期前受金	42,938
その他	985,495
<b>負債合計</b>	<b>106,035,156</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>42,257,615</b>
<b>資本金</b>	<b>11,933,790</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>15,262,100</b>
その他資本剰余金	15,262,100
<b>利益剰余金</b>	<b>26,438,434</b>
利益準備金	364,928
その他利益剰余金	26,073,506
別途積立金	16,802,345
繰越利益剰余金	9,271,161
<b>自己株式</b>	<b>△11,376,709</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>19,107</b>
その他有価証券評価差額金	19,107
<b>新株予約権</b>	<b>560,694</b>
<b>純資産合計</b>	<b>42,837,417</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>148,872,574</b>



# 損益計算書

(単位：千円)

科目	第46期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	243,588,534
売上原価	200,162,556
売上総利益	43,425,978
販売費及び一般管理費	37,184,430
営業利益	6,241,548
営業外収益	1,608,482
営業外費用	2,910,063
経常利益	4,939,966
特別利益	5,310
新株予約権戻入益	5,310
特別損失	5,181
固定資産除却損	3,531
リース解約損	1,650
税引前当期純利益	4,940,095
法人税、住民税及び事業税	1,899,741
法人税等調整額	△259,915
当期純利益	3,300,269

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 株主資本等変動計算書

第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,933,790	15,262,748	－	15,262,748	364,928	16,802,345	7,383,129	24,550,402
当期変動額								
準備金から剰余金への振替		△15,262,748	15,262,748	－				－
剰余金の配当							△1,412,238	△1,412,238
当期純利益							3,300,269	3,300,269
自己株式の取得								
自己株式の処分			△647	△647				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	△15,262,748	15,262,100	△647	－	－	1,888,031	1,888,031
当期末残高	11,933,790	－	15,262,100	15,262,100	364,928	16,802,345	9,271,161	26,438,434

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△11,376,929	40,370,011	20,516	20,516	531,839	40,922,368
当期変動額						
準備金から剰余金への振替			－			－
剰余金の配当		△1,412,238				△1,412,238
当期純利益		3,300,269				3,300,269
自己株式の取得	△1,730	△1,730				△1,730
自己株式の処分	1,950	1,302				1,302
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,409	△1,409	28,854	27,445
当期変動額合計	220	1,887,604	△1,409	△1,409	28,854	1,915,049
当期末残高	△11,376,709	42,257,615	19,107	19,107	560,694	42,837,417

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員                    公認会計士 高田 佳和 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員                    公認会計士 岩崎 亮一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積の評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

平成30年5月23日

株式会社ニチイ学館 監査役会
常勤監査役 乙丸秀次 ㊟
監 査 役 大島秀二 ㊟
監 査 役 松野一平 ㊟

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査役乙丸秀次、監査役大島秀二及び松野一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page, providing a template for writing.



## 第46回定時株主総会会場のご案内図

**会場** 東京ドームホテル 地下1階 天空  
東京都文京区後楽1丁目3番61号 電話番号 03-5805-2111 (代表)

交通 機関	J	R	総武線水道橋駅		東口徒歩約4分
	都営地下鉄		三田線水道橋駅		A2出口徒歩約3分
	都営地下鉄		大江戸線春日駅		6番出口徒歩約8分
	東京メトロ		丸ノ内線後楽園駅		2番出口徒歩約7分
	東京メトロ		南北線後楽園駅		2番出口徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。